

都市ガス自由化に係る独禁法上の課題

平成 29 年 3 月 9 日(木) at 内閣府消費者委員会公共料金等専門調査会

甲南大学法科大学院 土佐和生

はじめに

1. 料金の引き上げについて

1-1. ガス事業者による価格支配力行使に対する公的規制の検討課題

〔前提〕 都市ガス小売取引分野で市場メカニズムが正しく機能するのであれば、事業者は、自らの創意工夫によって、より安く優れた商品を提供して売上高を伸ばそうとし、消費者は、自分のニーズに合った商品を選択することができることになり、こうした事業者間の健全な競争が十分に働くことを通じて消費者の利益が確保されることになる。

従来、供給の技術的条件等から供給区域において自ずと独占になる性質を有する(自然独占)事業者について、一方で当該独占を法制度上承認する代わりに、他方で認可等に基づく料金等の(一般的・包括的・事前を含む継続的)規制を課すことが行われてきた(いわゆる公益事業規制)。しかし、導管を競争中立的に運用させれば(かつ、発ガス設備に公正な第三者利用を許容させれば)、少なくとも小売分野については必ずしも上記公益事業規制に服させなくても健全な競争が十分に働く限りは上記の消費者利益が確保できることが次第に認識され、ガス事業法を含むエネルギー・システム全般に関する法制度設計が修正された。

〔料金引き上げに関する課題〕

公益事業的な料金規制を廃止するとして、単独または共同して行われるガス事業者による価格支配力等の行使の懸念に、どのように対処すべきか(簡便化のため料金支配力についてのみ)。*下記1-2.

廃止するとして、独禁法に依るだけで上記消費者利益の確保は万全か。*下記1-3.

健全な競争が十分に働かず、簡略化するにせよ公益事業的な料金規制を残すべき場合とはどのような場合か、またどのような条件が整うなら当該規制を解除できるか。*下記1-4.

その他 *下記2.以下

1-2. ガス事業者による価格支配力等の行使の懸念と独禁法

〔独禁法規制の概要〕

・独禁法は、「公正且つ自由な競争を促進」すること等を直接の目的とし、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること(1条)」を究極の目的とする。これを実現するため、排除型・支配型私的独占(2条5項・3条前段)、不当な取引制限(2条6項・3条後段)、不公正な取引方法(19条)を禁止し、事業者団体の一定行為(8条1号~5号)を禁止するとともに、競争を実質的に制限することとなる企業結合(10条、13条~16条)を禁止する。

〔条文の論理構造〕

・「この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。」(独禁法2条5項)

・「この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。」(独禁法2条6項)

・「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」(独禁法3条)

- ・地理的・商品的に同一範囲に含まれると評価される特定のガス小売取引の市場（「一定の取引分野」）において価格支配力等を形成または維持・強化することをもたらすガス事業者の単独・共同行為を当該市場から事後的に取り除く（排除措置命令）とともに、行政上の制裁金を課す（課徴金納付命令）等する。
- ・上記の行為ごとに個別具体的に当該行為とその効果を審査した上で行う。

〔市場（「一定の取引分野」）の画定と SSNIP テスト〕

- ・当該行為が、特定市場における競争に対して及ぼす・与える効果の程度（その意思である程度自由に検討対象の商品等の価格等を左右する力を形成または維持・強化するか、それに至らず公正な競争を阻害するおそれに止まるか）の判定が重要 少なくとも条文上は、その論理的前提として検討対象の市場はどこかを画定して効果測定することが求められる
- ・SSNIP（small but significant non-transitory increase in price / 小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引き上げ）テストの基本発想

「一定の取引の対象となる商品の範囲（役務を含む。以下同じ。）、取引の地域の範囲（以下「地理的範囲」という。）等に関して、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から判断される。また、必要に応じて供給者にとっての代替性という観点も考慮される。需要者にとっての代替性をみるに当たっては、ある地域において、ある事業者が、ある商品を独占して供給しているという仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ（通常、引上げの幅については5%から10%程度であり、期間については1年程度のものを指すが、この数値はあくまで目安であり、個々の事案ごとに検討される）をした場合に、当該商品及び地域について、需要者が当該商品の購入を他の商品又は地域に振り替える程度を考慮する。他の商品又は地域への振替の程度が小さいために、当該独占事業者が価格引上げにより利潤を拡大できるような場合には、その範囲をもって、当該企業結合によって競争上何らかの影響が及び得る範囲ということとなる。供給者にとっての代替性については、当該商品及び地域について、小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げがあった場合に、他の供給者が、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間（1年以内を目途）のうちに、別の商品又は地域から当該商品に製造・販売を転換する可能性の程度を考慮する。そのような転換の可能性の程度が小さいために、当該独占事業者が価格引上げにより利潤を拡大できるような場合には、その範囲をもって、当該企業結合によって競争上何らかの影響が及び得る範囲ということとなる。」（企業結合審査に関する独禁法の運用指針）p.10

・留意点

- ガスをはじめとする各種エネルギー源は SSNIP テストによく親しむ性質をもつ商品
- 需要代替性から見る都市ガスの代替エネルギー源 - LP ガス・オール電化に代替性は認められるか（価格差・熱量差・スイッチング費用） LP ガスは同じガス体ではあるが、一般には、同一市場ではなく都市ガスと商品的に隣接する市場。オール電化も、一般には、同一市場ではなく商品的な隣接市場
- 集合住宅等におけるスイッチング 戸建住宅と集合住宅の区別、後者のうち賃貸と区分所有の区別等

〔価格等支配力の形成または維持・強化（「競争を実質的に制限すること」）の解釈について〕

- ・価格等支配力とは、事業者または事業者団体が、その意思である程度自由に検討対象の地理的範囲で小売販売されるガス等の価格等を左右する力のことであり、「競争を実質的に制限すること」とはこれを形成または維持・強化すること
- ・裏から言えば、健全な競争が十分に働いているのであれば、売手の誰もその意思である程度自由に検討対象の地理的範囲で小売販売されるガス等の価格等を左右する力（引き上げ引き下げたりできる力）をもたない。

1 - 3 . 独禁法に基づくだけでは消費者利益が確保されない例外的な場合

- ・ひとくちに「規制なき独占」というものの、厳密には、上記の通り、公益事業的料金規制廃止後の「（事業法）規制なき独占」であったとしても、独禁法の上では、価格支配力等の形成または維持・強化をもたらすガス事業者の単独行為または共同行為は禁止される（独禁法規制は受ける広義の「（事業法）規制なき独占」）。
- ・この意味での独禁法規制をも受けないおそれの残る狭義の「（事業法規制も独禁法規制の下にもない）規制なき独占」による料金引き上げ行為とは、（旧一般）ガス事業者等による競争者排除かつまた競争回避の意味での人為性を有する行為等を伴うことなく料金が引き上げられる（単に料金の引き上げのみが行われる）ときに、検討対象の市場において健全な競争が十分に働いておらず、当該料金引き上げが競争的に牽制・抑制されずにそのまま成就してしまうような場合に生じる。

すなわち、少なくとも制度改正後の当初、特定の旧供給区域において（電力会社等による新規の都市ガス小売参入がなされず、またはそれが当該事業者の料金引き上げを競争的に牽制・抑制するに足る参入が有意に起こらず旧一般）ガス事業者による事実上の供給独占（ないしそれに近いもの）が継続して、当該事業者による料金引き上げを競争的に牽制・抑制するよう働く（地理的・商品的な意味での）当該市場外からの新規参入による競争圧力・隣接市場からの競争圧力等がない（または乏しい）場合に生じる。

- ・その場合にのみ、なお引き続き、公益事業的な料金規制を、当面（少なくとも当該市場において健全な競争が十分に働くようになるまでの間）、維持する必要が認められることになる（このようにして、広義・狭義の「規制なき独占」の振る舞いはすべて公的に規制されることになる。）。

1 - 4 . なお残される公益事業的な料金規制（事業法規制）

〔経過措置料金規制〕 第3弾改正法附則22条及び同28条において経済産業大臣が指定する指定旧供給区域等における約款に基づく料金義務付け、値上げ時の総括原価方式による認可制、値下げ時の届出制

- ・値上げ時の認可制維持と値下げ時の届出制（簡略化）の意味 - 料金の下方修正には柔軟性を確保する
- ・この規制料金以外に、利用者との合意による自由料金を設定することは妨げない

〔経過措置の対象事業者の指定基準〕

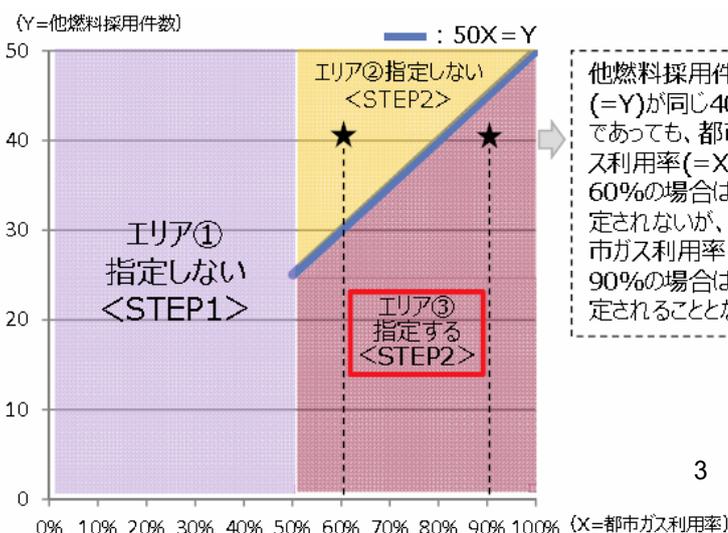
- (1) 現時点における既存事業者のシェア 供給区域内における直近年度末の都市ガス利用率（家庭用調定件数 ÷ 供給区域内一般世帯数）が50%超か否か。 50%未満は指定しない。 50%超である場合は、以下(2)により判断。

- (2) 直近3カ年における他エネルギー事業者との顧客獲得競争の状況

小口需要に係る新規及び既築物件について当該一般ガス事業者による都市ガス採用件数×1/2が当該一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数を上回るか否か（以下の算定式に基づき判断）。

以下の算定式に合致する場合は指定する。 以下の算定式に合致しない場合は指定しない。

都市ガス供給採用件数 (A)	×	$\frac{1}{2}$	>	$\frac{0.5}{\text{都市ガス利用率 (C)}}$
他燃料採用件数 (B)				



* 地方公共団体が地方公営企業として都市ガス事業を設置・運営している場合には、料金条例決定主義に基づく別の回路による料金引き上げ行為を牽制・抑制する機能が働くものと想定。

上記算定式(1)の含意は、旧供給区域において50%超を有する他エネルギー事業者（IH・LPガス、商品的隣接市場からの競争圧力）が既に存在しておれば、旧一般ガス事業

者による料金引き上げを有意に競争的に牽制・抑制するように働くと推定していると考えられる。また、(2)の含意は、当該ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえて、都市ガス利用率が高ければ高いほど右辺の値が小さくなるため、一般に、当該ガス事業者に対するよりも多くの他燃料採用件数が存在している（消費者が相対的に他燃料を同等か又はいっそう選好している）のであれば指定基準を満たさず（左辺 右辺）、当該ガス事業者に対するよりも少ない他燃料採用件数しか存在しない（消費者が相対的に都市ガスをいっそう選好している）のであれば指定基準を満たすことになる（左辺>右辺）。こうして商品的隣接市場からの競争圧力の弱さ・強さ（その程度）を、直近3カ年合計の小口需要に係る新規物件及び既築物件をめぐる顧客獲得競争に代表させて評価するものと考えられる。

・独禁法的な検討　　そもそも事業法規制の基準はその性質上機械的・画一的にならざるを得ず、独禁法上の価格支配力評価の基準と完全一致しない点を理解しておくことが重要である。その上で…

制度改正後の出発点では、旧一般ガス事業者は特定の旧供給区域において独占であるから検討対象市場内に顕在競争者（他の都市ガス事業者）はおらず、（また、措置導入の念頭にあるのが消費者であってユーザーからの競争圧力も想定できず、小売市場の点で輸入圧力も観念できず）その意味で、なお残すべき公益事業的な料金規制対象事業者の指定基準において商品的な隣接市場からの競争圧力を用いるに合理性はある。ただし、上記特定の旧供給区域と独禁法上の検討対象市場の地理的範囲が、常に一致するかは地域によると考えられる。

この点、論点は、旧供給区域の検討対象市場において当該ガス事業者のシェア（普及率）が半分未満であることが、同じく、上記の意味での直近3カ年の小口需要に係る新規物件及び既築物件をめぐる顧客獲得競争の状況を示す数値が（左辺 右辺）となることが、いずれも、当該市場で新規参入者排除行為等を伴わない当該ガス事業者による料金引き上げを競争的に牽制・抑制することを示す合理的指標たり得るかにある。

上記当該ガス事業者のシェアを第1スクリーンとすることに合理性がないわけではないが、商品的隣接市場からの競争圧力の有無・程度評価での木目は粗いと思われる。実際、公取委による企業結合規制の場合、例えば消費者アンケートや定量経済分析等を行うことにより上記競争圧力の測定をより詳細に検討することがある（例、平成27年度：ファミリーマートとユニグループ・ホールディングスの経営統合）。

消費者から見て都市ガスとIH・LPガスが、どの程度に需要として隣接しているかは、市場ごとに多少とも異なると考えられるところ、第1スクリーンとしての直近3カ年合計の小口需要に係る新規物件及び既築物件をめぐる顧客獲得競争に係る数値は消費者アンケートの代わりとも考えられなくはなく、ある程度の合理性は認められる。ただし、（左辺>右辺）が商品的隣接市場からの競争圧力の有無・程度評価で木目が粗いと思われるのはと同様である。

以上より、事業法規制に基づく上記(1)(2)の基準は、特定事案の個別具体的な排除行為・共同行為等を前提にまたは企業結合事案のごとく個別具体的に想定できる競争評価を経ずに、事実上の独占（ないしそれに近い者）による料金引き上げを事前評価して予め抑止しようとする観点から、指定基準はその性質上どうしても機械的・画一的にならざるを得ないので、事業法規制の上で消費者保護の視点から抜けや切れ目は完封すべきと考えれば、独禁法上の例えば企業結合規制における考え方よりも安全マージンを広めに採ることが重要となり、今後の経験・実証に基づき必要な修正を加えるべき場合もなくはない点は予め認識しておくに足りる。

〔経過措置の解除基準〕

・以下のいずれかに該当するか否か

都市ガス利用率が50%以下

旧一般ガス事業者による需要家獲得件数×1/2 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数（他のガス小売事業者による需要家獲得件数が、「」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることが追加的な要件） 直近3年間の合計

他のガス小売事業者のシェアの合計が 10%以上であり、その者に十分な供給余力がある

小売料金が 3 年間連続して下落し、かつ、経過措置料金メニューの需要家 自由料金メニューの需要家

既述。につき既述以外で「消費者が相対的に他ガス事業者・他燃料を同等か又はいっそう選好している」場合に解除されるが、他ガス事業者の場合十分な供給余力と認知度 50%以上の追加要件がある。これらは、当該他ガス事業者が旧一般ガス事業者から奪ったシェアが小さい場合に十分な供給余力を有さなければそれ(ら)が旧一般ガス事業者による料金引き上げを競争的に牽制・抑制する力としては有効に働かない故である。 は後述。

・独禁法的な検討

省略。 十分な供給余力につき、たとえ増大見込みの消費者に対応するに量的に十分であったとしても、かりに実際に供給するには相当な期間がかかるような場合、当該期間において旧一般ガス事業者による料金引き上げは不可能ではなく、「十分」には量的観点だけでなくこの意味での時間的観点も重要になると考えられる。認知度につき、調査の具体的内容に依存するものの、少なくとも単に「小売全面自由化が開始されたことを知っている」に止まらず消費者の自主的・合理的選択を実質的に支えていると評価できる程度にまで、旧一般ガス事業者及び上記他のガス事業者らの料金等の供給条件に関する情報及びそれへのアクセス手段等が認知されていることの確認が重要になると考えられる。

顕在競争者である他のガス事業者の合計シェア 10%以上という閾値は、低すぎるのではないかと考えられる。公取委による企業結合規制でも競争者シェア 10%以上を「有力な事業者」が存在するかどうかの閾値にする例(平成 21 年度：パナソニックによる三洋電機の株式取得)はないではないが、公取委・裁判所が知りたいのはあくまで価格支配力がもたらされるかどうかであって、実際こうした例ではシェアだけでなくその他に輸入圧力・参入圧力・隣接市場からの圧力・ユーザー圧力等も併せ考慮した上で競争上の影響を評価する。

確かに小売料金の 3 年間連続下落及び「経過措置料金メニューの需要家 自由料金メニューの需要家」の指標は、当該市場で競争が進展しつつあることの 1 つの傍証であることに間違いはなかるものの、それらは当該市場に健全な競争が十分に働いて旧一般ガス事業者による料金引き上げを競争的に牽制・抑制する力が存在していることを必ずしも端的に示すものではないとも思われる(別言すれば、旧一般ガス事業者による操作によるこれらの指標到達のおそれを完全排除できない)。

以上より、旧一般ガス事業者による料金引き上げを競争的に牽制・抑制するためには、十分な供給余力につき迅速な供給が実際にも行われる合理的蓋然性が認められること、この指標単体としてではなく、下記の事由認定等とも連動して適切に運用されるよう期待される。また、「いずれかに該当」すれば解除されることについては疑問がある。

(指定・解除についての総合判断における「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」)

・上記の通り、指定・解除基準はいずれもその性質上機械的・画一的にならざるを得ないことから、上記指標等だけでなく例示の形で上記事由も総合考慮するとされている。評価できない場合の例として挙げられているものは、基本的に、形式指標について事業者が上記操作を通じてこれらの指標に到達するおそれを念頭に置いている。

* 特別な事後監視 経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者及び解除された事業者(都市ガス(簡易ガス)利用率が 50%を超える事業者)に対して不合理な値上げを監視する(3 年間の時限+違反で更新)。

解除基準が比較的緩やかなのは、基本的に競争進展を楽観しつつ、事後的業務改善命令を備えるこの特別な事後監視制度が最終措置されていることとの見合いであると言えることができるのかも知れない。

・独禁法的な検討

独禁法の関心事は、必ずしも事業者間競争の「関係」性ではなく、基本的に事業者がその意思である程度自由に料金引き上げを行うことが競争的に牽制・抑制されるような競争の「状態」が確保されているかどうかにある。

指定基準 および解除基準 につき「他のガス小売事業者(や他燃料事業者)との協調的な行動を行うことなどによる」場合が挙げられているが、さような協調的行動それ自体が、それぞれの事業者が本来自由になすべき需要家獲得・シェア等をめぐる競争を制限するものと評価されるべきであって、事業法規制上問題となる

ことはもとより独禁法上も不当な取引制限等と見なされる余地もあると思われる。

〔まとめ〕

以上の通り、なお残される公益事業的料金規制（特定事業者の指定・解除に基づく経過措置料金規制＋特別な事後監視）については、諸条件の運用および総合考慮される際のそれら条件相互の適用される重み付けなど現時点では必ずしもすべてが明確であるとまでは評価できない。制度設計上、基本的に競争進展を楽観しつつも、狭義の「（事業法規制も独禁法規制の下にもない）規制なき独占」による料金引き上げ行為を抑制しようとするこの規制制度は、独禁法上の価格支配力評価の基準と比べると柔軟性・簡明性に欠け、本来簡略化されるべき規制制度に事業法規制当局の裁量を残すという意味で複雑に入り組んでもいる。それが作動する期間を目論み通りにできるだけ限定するためには、この規制制度だけ単体で採り上げて議論するのではなく、健全な競争が十分に働き、そのことが人為（事業法規制）に依らずに（旧一般）ガス事業者による料金引き上げ行動をしっかりと牽制・抑止するように、LNG取引のいっそうの自由化、発ガス段階・導管による託送段階・消費機器等の保安段階等を含めて新規参入者が都市ガス小売市場に参入しやすい総合的な事業環境をトータルに運用・補修すること、都市ガスを実際に需要する小口買手たる消費者自らも賢い買手となって、自らが受け入れ難い料金引き上げがなされる場合にはそれに対抗して事業者をスイッチすることができるよう消費者啓蒙と教育、および自主的かつ自由なその判断を実質的に支えるに十分な情報を提供される取引環境の整備（この点、行政だけでなく消費者団体等が果たすべき役割も期待される。）が重要になるように思われる。

1 - 5 . その他の価格引き上げ行動に関する独禁法上の対応

つなぎ供給における不当な高値設定等

ガス小売事業者が、つなぎ供給（ガス小売事業者が、他のガス小売事業者に契約を切り替える需要家に対して、当該他のガス小売事業者が参入準備等の事情により既契約終了後直ちに供給できない場合に、当該他のガス小売事業者が供給可能となるまで実施する供給）を希望する需要家に対して、不当に契約の締結を拒絶すること、需要形態が同様である他の需要家の料金に比べて不当に高い料金を設定すること又は他の需要家に比べて不当に不利な条件を設定することは、当該需要家が引き続き当該ガス小売事業者から供給を受けざるを得なくさせ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独禁法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、排他条件付取引、差別対価、差別取扱い等）（「適正なガス取引についての指針」以下、適取GL p.8）。

戻り需要に対する不当な高値設定等

ガス小売事業者が、戻り需要（ガス小売事業者とガスの小売供給契約を締結していた需要家が、他のガス小売事業者との契約に切り替えた後、再び従来契約を締結していたガス小売事業者との契約を求めること）を希望する需要家に対して、不当に高い料金を適用する又はそのような適用を示唆することは、需要家が自己から他のガス小売事業者への契約の切替え又は自己との再度の契約の締結を断念せざるを得なくさせることにより需要家の取引先選択の自由を奪い、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独禁法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引、差別対価等）（適取GL p.9）。

不当に高い解約補償料の徴収等

…ガス小売事業者が、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を契約期間中に解約するに当たって、不当に高い解約補償料を徴収すること（ガス小売事業者が、需要家との間で小売供給契約を締結することを条件に消費機器のリースやメンテナンス等の契約を締結する場合において、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を解約するに当たって、当該リースやメンテナンス等の契約を不当に高い解約補償料を徴収して解約することを含む。また、不当に高い解約補償料であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約によるガス小売事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される）により、当該需要家が自己との小売供給契約を事実上解約でき

ず、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独禁法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。（適取 GL p.9-10）。

2．廉売について

セット販売における不当な取扱い

…ガス小売事業者が、自己のガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合において、例えば以下のような行為を行うことにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独禁法上違法となるおそれがある。

（ ）セット割引による不当な安値設定

ガス小売事業者が、自己のガスと併せて他の商品又は役務の供給を受けるとガスの料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を著しく下回る料金でガスを小売供給することにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独禁法上違法となるおそれがある（私的独占、不当廉売等）。（注）ガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合、一般的には、ガスと他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。（適取 GL p.7）

特定の需要家に対する不当な安値設定

ガス小売事業者が、他のガス小売事業者から自己に契約を切り替える需要家又は他のガス小売事業者と交渉を行っている需要家に対してのみ、供給に要する費用を著しく下回る料金を提示することにより、当該他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせる行為は、独禁法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価、不当廉売等）。…市場における有力な事業者が、効率的な費用構造を有する競争者への対抗手段として、競争者が交渉を行い又は交渉を行うことが見込まれる相当数の顧客に対して、当該顧客への供給に要する費用を著しく下回る料金を提示することによって当該顧客との契約を締結し又は維持しようとする行為は、競争者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独禁法上違法となるおそれがある。（適取 GL p.8）

・「本指針に記載されていない行為であっても、独禁法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき排除措置命令等の対象となる。」（適取 GL p.2）

3．不当表示・過大景品のような経済的利益付きの販売

小売全面自由化の時代には、消費者ならば誰もがより低料金の・より良いサービスの都市ガス供給を求めるところ、料金等を実際より良く見せかける表示が行われたり、過大景品のような経済的利益付きの販売が行われると、それらにつられて消費者が実際には低料金ではない都市ガス事業者等と供給契約をしまい不利益を被るおそれがある。このように、消費者がより低料金の都市ガス事業者等等を自主的・合理的に選択できる環境を守ることが重要である。

これらの行為に対する規制には、景表法による規制（消費者庁）、独禁法による規制（公取委）、事業法による規制（経産省）の3つがある。

3 - 1．各種ガイドライン等 事実に反する情報の需要家への提供等

〔適取 GL〕ガス小売事業者が、営業活動の中で、事実に反する情報（例えば、新規参入者はガスの保安管理能力を全く有していない等）を需要家に提供することによって、他のガス小売事業者と需要家の取引を不当に妨害することは、独禁法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。p.10-11

ガス小売事業者が、需要家の誤解を招く情報提供（例えば、当社のガスであれば供給に支障が生じにくい、当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる等）により自己のサービスに需要家を不当に誘導する

場合には、ガス事業法上業務改善命令（20条1項）や業務改善勧告（178条1項）の対象となり得る。P.11
*追記「なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。（「ガスの小売営業に関する指針」以下、ガス小売営業GL p.4）

〔ガス小売営業GL〕

- ・料金請求の根拠を示さないこと p.4
 - ・供給条件の説明義務（ガス事業法14条1項）及び書面交付義務（15条）の不遵守 p.6
 - ・セット販売を行う場合もガス料金の額の算出方法については明示する必要あり（配分金額の明示は不要） p.7
- また、以下につき契約締結前に説明・交付義務あり p.8

（ア）セット販売される商品・役務とガスの小売供給とで契約先が異なるときはその旨を適切に説明

（イ）どのような条件で料金割引等が適用されるのか（どの商品・役務とセットで購入することで料金割引が適用されるのか、セット販売されるうちの一部の商品・役務に係る契約を解除した場合に適用が無くなるのか等）を需要家に対し分かりやすく説明

（ウ）キャッシュバック（現金還元）等を行うときは、誰が責任を持ってどのような手続でキャッシュバック等を行うのかを明示

（エ）契約締結前・締結後交付書面に上記各事項を記載すること

追記 小売全面自由化後のクーリングオフに伴う無契約需要家に対する供給停止について - 予告告知と最終保証供給の説明

3 - 2 . 景表法に基づく不当表示規制

〔不当な表示の禁止〕

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの（優良誤認表示）

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの（有利誤認表示）

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの（指定誤認表示）

〔有利誤認表示〕 実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表した場合には、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）で禁じている不当表示となるおそれがあることに留意が必要である（「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」p.2）。都市ガスで経過措置料金規制に係らない事業者による同一行為についても、基本的には同じ考え方が妥当するものと考えられる。なお、都市ガス本体等については法令上のガス規格が定められており、優良誤認表示を想定し難い。

3 - 3 . 過大景品のような経済的利益付き販売の規制

〔独禁法〕

・ガス小売事業者が、競争者の新規参入を阻止するために通常需要家が負担している設備等を無償で提供するなど、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって自己と取引するように誘引する行為は、独禁法上違法となるおそれがある（私的独占、不当な利益による顧客誘引等）（適取 GL p.10）

・特に LP ガス販売事業の場合、無償配管等の問題は、一方で、上記のような過大景品のような経済的利益付き販売の問題でもあり得るが、他方、デベロッパーや賃貸オーナー等からの強要の結果であることも少なくない（少なくとも LP ガス販売業の場合、事業者側の無償配管等による当該負担は、LP ガス料金の高額設定という形で消費者に転嫁されることになるが、そのことに関して消費者との間で事前に実質的に十分な情報が提供されず料金水準につき消費者の納得を必ずしも得られていない（料金高額の批判）または不意打ち（事業者変更時の無断撤去・高額買取請求等に係る批判）になっていることに留意。

〔景表法〕

・都市ガスか LP ガスかを問わず、消費機器等の販売促進活動においても、原則として景品・ノベルティ等の扱いに関して規制が及ぶ。

・ガス本体に伴う景品につき寡聞にして例を知らないが、頭の体操としてはあり得なくないかも知れない（通常、ポイント制等で対応か）。

以上